

外国為替及び外国貿易法に基づく「貿易に関する支払規制」

及び「資金使途規制」等への対応について

現在、我が国は国連安保理決議等を受けて、外国為替及び外国貿易法に基づき様々な経済制裁措置を講じているところです。これに伴い弊行では、すべてのお客さまの外国送金等について、「貿易に関する支払規制」及び「資金使途規制」等に該当しないことの確認をさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

確認のため申告をお願いする事項

外国送金で、送金目的と送金目的が輸入代金、仲介貿易代金等の場合は「商品名」₁、「原産地(国名)」₂、「船積地(都市名)」₃、「仕向地」₄。

○輸入取引の場合、「原産地(国名)」₁、「船積地(都市名)」₂。

お取引が「外国為替及び外国貿易法」の北朝鮮・イラン関連規制等に該当しないこと。

最終的な資金の受取人が北朝鮮居住者でないこと、また、お取引相手の主な株主や取締役の中に北朝鮮居住者（個人・法人）がないこと。

なお、受付の際お取引に関連する資料（輸入許可書、原産地証明書、船荷証券/航空貨物運送状、売買契約書等）をご提示いただく場合がありますのでご了承ください。

外国為替及び外国貿易法に基づく支払等規制（北朝鮮及びイラン関連等抜粋）
北朝鮮の「貿易に関する支払規制」 <ul style="list-style-type: none">・ 北朝鮮を原産地または船積地域とする全ての貨物の輸入または仲介貿易に係るもの（2006.10.14 実施）・ 北朝鮮を仕向地とする貨物の仲介貿易に係るもの（2009.6.18 実施）
北朝鮮の「資金使途規制」 <ul style="list-style-type: none">・ 「北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動」に寄与する目的で行われるもの（2009.7.7 実施）
北朝鮮に対する「支払の原則禁止」 <ul style="list-style-type: none">・ 人道目的かつ10万円以下の場合を除き、北朝鮮に住所等を有する者に対する支払の原則禁止（2016.2.26 実施）
イランの「資金使途規制」 <ul style="list-style-type: none">・ 「イランの核活動等に関連する活動」に寄与する目的で行われるもの（2016.1.22 実施）
下記業種に係る対外直接投資の「事前届出制」 <ul style="list-style-type: none">・ 居住者[注]が他者と共同して設立する組合その他の団体による、外国での下記 ~ の事業活動に充てるための支払 漁業 皮革・皮革製品の製造業 武器の製造業 武器製造関連設備の製造業 麻薬等の製造業 <p>[注]外為法における居住者...主に日本に商業登記をした法人または日本に住所を有する自然人（個人）</p>



池田泉州銀行

(2020年12月7日現在)